年金のお知らせ
Pension Infomation

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象の方に送付されます。お手元に届きましたら、大切に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、e-Taxで利用できる電子データの送付も行っています。郵送よりも早く受け取ることができます。

マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録を行うと、マイナポータルの「お知らせ」で電子データを受け取ることができます（電子送付希望の登録を行うと、登録後は書面の郵送が停止されます）。

●「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」送付スケジュール

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付	令和7年10月中旬から下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月下旬から11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方（①の対象者は除きます。）	電子送付	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

【「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するお問い合わせ】

(1)控除証明書相談チャット（24時間対応）
https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpon/chatbot.html
お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するチャットボットを開設しています。
「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

↑控除証明書相談チャット

(2)日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/
「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、よくあるご質問（Q&A）等を掲載しています。

↑日本年金機構 HP

(3)ねんきん加入者ダイヤル
電話番号　（ナビダイヤル）0570-003-004
050から始まる電話でおかけになる場合　（東京）03-6630-2525
受付時間　・月～金曜日　8:30～19:00
・第2土曜日※　9:30～16:00
※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

付加保険料の納付について

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納付することで、将来の老齢基礎年金の額を増やすことができます。付加保険料の納付は申出月からの開始となります。

【納付することができる方】

▶国民年金第1号被保険者
▶65歳未満の任意加入被保険者
※国民年金保険料の納付を免除されている方（法定免除、全額免除、一部免除、納付猶予、または学生納付特例）、国民年金基金の加入員である方は付加年金に加入（付加保険料を納付）することができません。
※個人型確定拠出年金と付加年金は同時に加入することができますが、個人型確定拠出年金は拠出限度額があります。個人型確定拠出年金の納付額によっては、付加保険料と併用できない場合がありますのでご注意ください。
※農業者年金に加入した時は、国民年金付加保険料納付該当届の提出が必要です。付加保険料の納付は、農業者年金の被保険者に該当した月から開始します。

【付加保険料の金額、納付期限】

▶金額　：付加保険料は、1カ月あたり400円です。
付加保険料も前納する期間によって割引を受けられます。
▶納付期限：付加保険料の納付期限は、原則納付対象月の翌月末日です。
なお、納付期限を経過した場合でも、納付期限から2年間は付加保険料を納付することができます。

【付加保険料の納付をやめたいとき】

国民年金付加保険料納付辞退申出書を提出した月の前月から、付加保険料を納付する方でなくなります。

【老齢基礎年金を受け取るときに加算される額】

付加年金額（年額）は、200円×付加保険料を納付した月数で計算します。

詳しくは、日本年金機構HP をご覧ください→

【お問い合わせ】役場住民生活課☎ 0884-77-3613

税のお知らせ
Tax Information

阿南税務署からのお知らせ「税を考える週間」について

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

【優秀作品の展示】

阿南税務署管内の小学生、中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示を行っています。

●内容：税に関する作文、ポスター及び絵はがき
●期間：令和7年11月11 日(火)～11月17日(月)まで
※展示場所の営業日・営業時間内に限ります。
●場所：フジグラン阿南（阿南市領家町）
那賀町、牟岐町、美波町、海陽町の役場庁舎内

【お問い合わせ】役場税務課☎ 0884-77-3615 ／阿南税務署☎ 0884-22-0414